

4 水先制度の抜本改革

水先制度については、水先人の養成・確保、船舶交通の安全確保、水先業務の効率化・適確化等を内容とする水先法の一部を改正するための法律案（「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」）を第164回国会に提出した。同法案は、平成18年5月に成立したところであり、19年4月からの新制度移行に向け、所要の措置を講ずることとしている。

5 海難原因究明体制の充実

海難の徹底した原因究明と再発防止に向けて、引き続き迅速な調査・審判に努めるとともに、深く掘

り下げた科学的な原因究明を行うための調査・審判体制の充実を図る。また、海難調査の国際協力体制を構築するため、アジア地域において合意された協力体制を軸として、国際海事機関（IMO）等における検討に積極的に対応する。

6 外国船舶の監督の推進

STCW条約及び海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、航海当直体制及び操作要件（乗組員が機器等の操作に習熟しているかどうか）等のソフト面に関する的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。

第4節 船舶の安全性の確保**1 船舶の安全基準等の整備**

国際海事機関（IMO）において、平成16年及び17年に海上人命安全条約（SOLAS条約）附属書の改正が行われ、貨物船への最大搭載人員分のイマショー・スーツの備付け及びバルクキャリアの安全対策について採択された。当該改正規則は18年7月1日から効力を有することから、国内関係法令の整備を行うこととする。また、IMOにおける船舶の安全に関する検討に積極的に参画する。特に、目標指向の新造船構造基準、次世代救命システム、次世代GMDSS（海上における遭難及び安全に関する世界的な制度）等のIMOにおける新たな安全基準等の検討に積極的に対応する。

交通バリアフリー法に基づく旅客船のバリアフリー化の義務化に対して、旅客船事業者等が円滑に対応できるよう普及啓発を図るとともに、ユニバーサル・デザインを考慮した更に進んだバリアフリー化を促進させるための環境整備を行う。

2 重大海難の再発防止

平成12年の沖合底びき網漁船「第五龍寶丸」転覆沈没事故と同種事故の再発防止対策として、「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び「操業中の安全な作業、操船の実施」について漁業

関係者に対し指導するとともに、各種漁船の転覆事故に関する継続的な調査検討を行い、事故再発防止対策に反映する。

3 危険物の安全審査体制の整備

我が国における危険物の海上輸送に関する安全規制を的確に実施するため、IMOが定めた国際的な安全基準（IMDGコード、IBCコード等）を国内法令に取り入れる。また、IMOにおける安全基準の策定にあたっては、我が国も積極的に参加し、国際的な海上輸送安全の確保に貢献していく。

4 船舶の検査体制の充実

近年の技術革新、海上輸送の多様化等により従来の設計手法とは全く異なる船型等を有する船舶が増加するなど、非常に高度で複雑な検査が必要とされている。こうした状況に対応するため、国際標準化機構（ISO）9001に準拠した厳格な品質管理システムを導入し、船舶検査体制の品質の高度化を図る。

5 旅客船事業者等による船舶の安全管理体制構築の普及促進

海上における人命の安全の観点から、船舶及びそれを管理する会社の総合的な安全管理体制を確立す

るための国際安全管理規則（ISMコード）は、規則上強化されていない内航船舶に対しても申請者が任意に構築した安全管理システムを認証するスキームとして運用している。ISMコードはヒューマンエラー防止や企業の安全重視風土の確立に当たり極めて有効であるため、旅客船事業者等に対しISMコードの認証取得の普及を促進するとともに、安全管理

システムを認証するための審査体制の強化を図る。

6 外国船舶の監督の推進

SOLAS条約等に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の構造・設備等のハード面に関して的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。

第5節 小型船舶等の安全対策の充実

1 ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備

(1) ポートパーク等の整備

各地で課題となっている放置艇問題を解消し、港湾等の公共水域の秩序ある利用を図るために、必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるポートパークの整備を推進する。具体的には、運河・水路等の既存の静穏水域、遊休護岸等の既存ストックを活用した係留施設のほか、比較的安価に整備を行うことが可能な公共空地等を活用した陸上保管主体の施設についても整備を推進する。

また、海洋性レクリエーションの振興の観点からも、プレジャーボートの安全な活動拠点であるマリーナについては、民間及び第三セクターが整備を行うにあたって、埠頭整備資金貸付金事業や日本政策投資銀行等による長期・低金利の融資を活用して、その整備を支援するとともに、PFIを含む民間活力を積極的に導入して推進する。

ポートパーク等のプレジャーボート保管施設整備に当たっては、プレジャーボート活動の安全を確保し、秩序ある水域の利用を図れるよう、施設の配置計画やプレジャーボートの活動水域の設定に十分留意するとともに、施設における安全性の確保に努める。

また、高齢者、障害者等による安全な活動に配慮した施設整備を図る。

(2) フィッシャリーナ等の整備

漁港においては、防波堤等の外郭施設、航路泊地等の水域施設の整備を推進し、漁船等の安全の確保が図られるよう努める。

また、漁船とプレジャーボート、遊漁船等の秩序ある漁港の利用を図るため、周辺水域の管理者との連携により、プレジャーボート、遊漁船等を分離収容するための新たな静穏水域の確保を図るとともに、既存の静穏水域を活用し、プレジャーボート、遊漁船等の収容施設等の整備を推進する。

(3) 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

公共水域の放置艇問題の解消に向け、ポートパーク等の整備による係留・保管能力の向上とあわせて、港湾法・漁港漁場整備法に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情に応じた適切な規制措置の実施を推進する。

また、平成14年4月に小型船舶の登録等に関する法律（平13法102）が施行され、小型船舶の所有者を確知するための登録制度が定められたことを受け、今後は、保管場所確保の義務化について制度化に向けた検討を進める。

2 漁船等の安全対策の推進

(1) 漁船等の安全に関する指導等の推進

漁船等の海難を防止するため、関係省庁連携の

第三セクター

国や地方公共団体と民間企業の共同出資で設立される事業体。

PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。